

国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント調査委員会規程

令和 3. 8. 1 制定

改正 令和 5. 6. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則（以下「規則」という。）第11条に規定するハラスメント調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会は、原則として規則第12条に定めるガイドラインに則して業務を行い、問題が迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、当該ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）をした者（以下「相談者」という。）、当該苦情相談で加害者とされる者（以下「行為者」といい、相談者及び行為者を「当事者」という。）及び当該ハラスメント事案について特別の利害関係を有すると認められる者を除く。また、委員の性別に配慮する等、委員会が中立公正に運営されるよう配慮するものとする。

- (1) 理事のうち学長が指名する者
- (2) 当事者が所属する学部等以外の学部等の長のうち学長が指名する者（当事者が事務系職員の場合は直属の監督者以外の者のうち学長が指名する者）
- (3) 当該苦情相談に応じたハラスメント相談員（以下「相談員」という。）以外の相談員のうち学長が指名する者
- (4) 総務部長
- (5) その他学長が指名する者

2 委員会は、任務の完了とともに解散するものとする。

(委員長)

第4条 委員長は、第3条の第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議 事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。また、委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 委員会は、必要に応じて委員長が指名する教職員及び外部専門家等の出席を求めることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、関係各課の協力を得て総務部人事労務課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント調査委員会要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。